

## ○事件処理の順次再開について（新型コロナウイルス対策関連情報）

政府の新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づく緊急事態宣言の延長及び宮城県による外出自粛要請等の内容を踏まえ、仙台高等裁判所においては、新型コロナウイルス感染防止措置を十分取りつつ、事件処理を順次再開することとしました。

なお、5月11日(月)から5月29日(金)までの間に実施される予定であった期日については、次のとおり取り扱われます。

### 1 民事事件及び行政事件

順次再開されますが、原則として、訴訟関係人が都道府県をまたいでの移動を必要とする事件等について、指定期日の一部が取り消されます。ただし、次の事件は優先的に実施されます。新たな期日については、指定され次第、担当部から連絡があります。御不明の点があれば、担当部にお問い合わせください。

- (1) 保全事件
- (2) 配偶者暴力等（DV）に関する事件
- (3) 人身保護事件
- (4) 民事執行事件のうち特に緊急性のあるもの
- (5) 倒産事件のうち特に緊急性のあるもの

### 2 刑事事件

原則として、被告人が勾留されている事件の期日は実施されますが、訴訟関係人が都道府県をまたいでの移動を必要とする事件・在宅事件等について指定期日が取り消されます。

### 3 受付業務

裁判所に提出される文書の受付業務は、夜間・休日の当直を含め継続しておりますし、郵送により提出された文書も受け付けています。

### 4 傍聴券交付情報

傍聴券交付については、ホームページの傍聴券交付情報をご覧ください。